

免状紛失・再交付

住所等変更届出書
許可証等亡失届出書
許可証等再交付申請書

福岡県知事 殿

住所	(〒812-0013) 福岡市博多区東公園7-7 電話番号 092-651-1111	領収証紙
ふりがな	ふくおか たろう	※再交付手数料 免状 1,000円 登録証 1,100円 記章 1,000円 領収証紙は、領収証紙納付書に貼付してください。
氏名	福岡 太郎 福岡印	
生年月日	昭和〇〇年 〇月〇〇日 生	
職業	農業	
(該当項目の□にレ印を付す)		
<input type="checkbox"/> 住所・氏名等に係る区分の変更届出書(※1) 下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第46条第1項、第61条第4項)又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項)の規定により届け出ます。		
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書(※2) 下記のとおり変更があったので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第4項の規定により届け出ます。		
<input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり狩猟免状等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条、第65条第10項)の規定により届け出ます。		
<input checked="" type="checkbox"/> 再交付申請 下記のとおり狩猟免状等を亡失(滅失、汚損、破損)したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項、第61条第5項)又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第11条の2第7項)の規定により狩猟免状等の再交付を申請します。		
狩猟免状等の種類	(該当項目の□にレ印を付す) <input checked="" type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 鳥獣の捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 承認証(対象狩猟鳥獣) <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票 <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証(特定猟具使用)	
番号	筑農第一種銃猟12第〇〇〇〇号	
交付年月日	平成24年 9月 15日	
変更・亡失年月日	平成〇〇年 〇月 〇〇日	
※1	変更事項	(該当項目の□にレ印を付す) <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 銃砲所持許可証番号及び交付年月日 <input type="checkbox"/> 使用しようとする猟具 <input type="checkbox"/> 狩猟免許の効力停止
	変更内容	旧 新
※2	変更事項	(該当項目の□にレ印を付す) <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員となった。 <input type="checkbox"/> 当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。
亡失又は再交付の理由		紛失のため

- (注) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
2 ※1印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限って記入すること。
なお、変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を添付すること。(届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りる。)
※2印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届け出に限って記入すること。
3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。